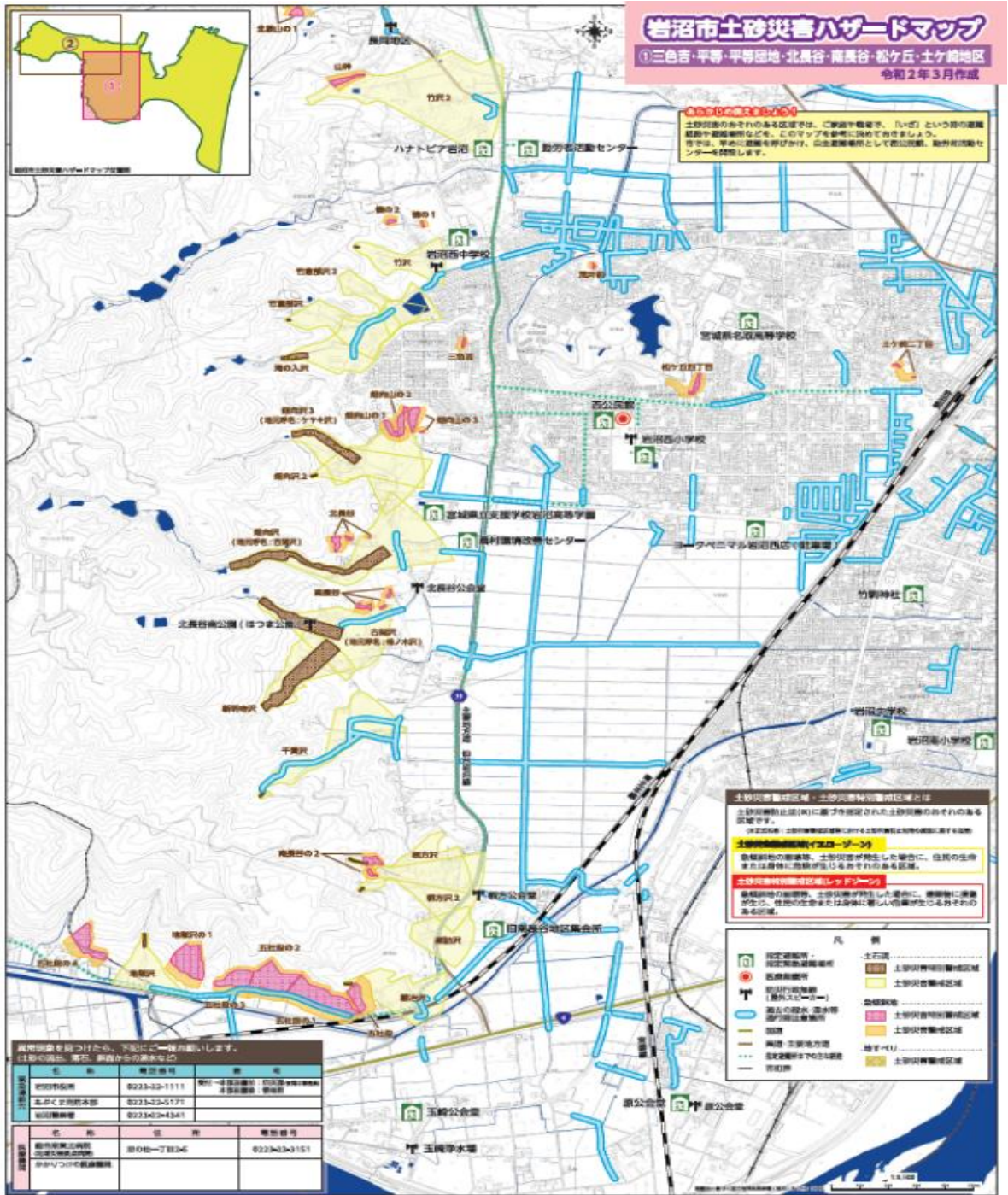


【土砂災害ハザードマップ】

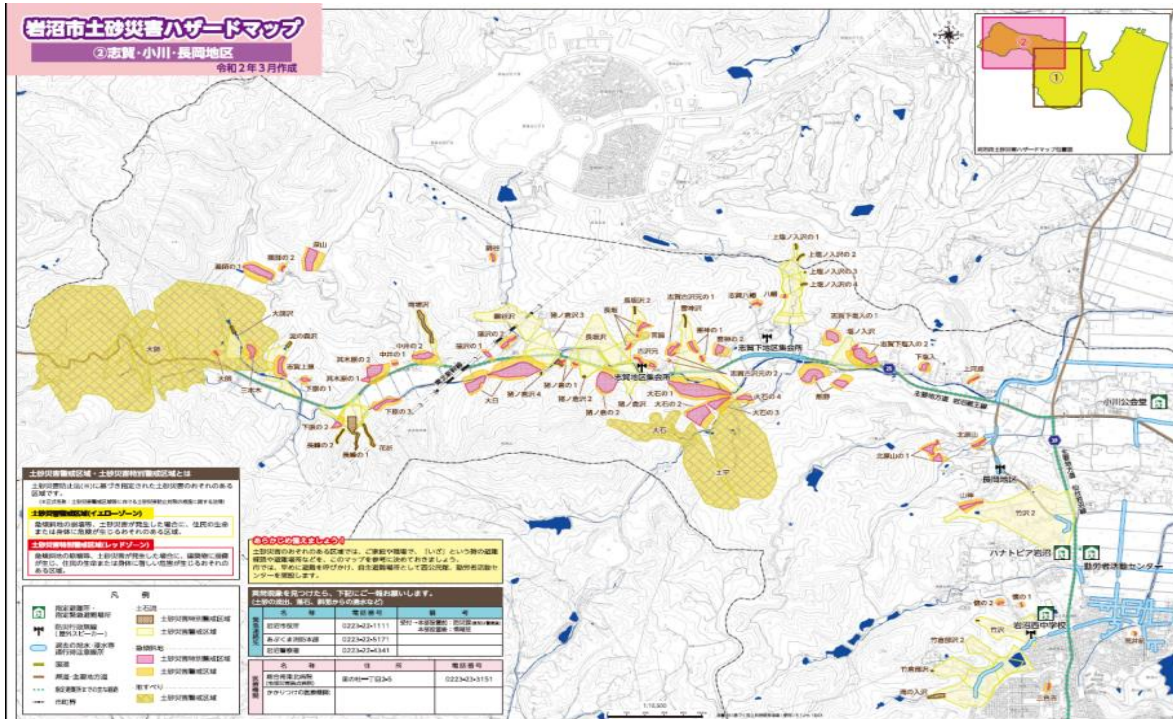
岩沼市では、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域等として県の指定に基づき土砂災害ハザードマップを作成しており①三色吉・平等・平等団地・北長谷・南長谷・松ケ丘・土ヶ崎②志賀・小川・長岡地区内の97箇所について、急傾斜地の崩壊等のおそれがある区域としている。

①三色吉・平等・平等団地・北長谷・南長谷・松ケ丘・土ヶ崎地区



(出典：岩沼市より提供)

②志賀・小川・長岡地区



(出典：岩沼市より提供)

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの想定地震地図によると、岩沼市に今後30年間で震度6弱以上の地震が発生する確率は43%以上あるとされている。

(その他：津波)

平成23年3月11日に三陸沖で発生したM9.0の東北地方太平洋沖地震で、岩沼市は震度6弱を観測し地震に伴う津波により、沿岸部6地区が壊滅的な被害を受け市域面積の約48%にあたる2,828haが浸水した。津波の到達距離は沿岸から直線距離で約5.7kmに達し、人口の16.5%を占める7,310人が浸水の被害を被った。

(感染症)

新型コロナウイルスや新型インフルエンザといった感染症は、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

(2) 商工業者の状況

・商工業者等数 1, 350人

・小規模事業者数 1, 024人

(令和3年4月現在)

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(立地状況等)
農林漁業	9	9	海側に多い
鉱業・採石業・砂利採取業	3	3	海側にある
建設業	299	277	市内に広く分散している
製造業	114	81	市内に広く分散している
電気・ガス・熱供給・水道業	5	5	海側に多い
情報通信業	4	2	山側に多い
運輸業・郵便業	69	9	市内に広く分散している
卸売業・小売業	282	176	市内に広く分散している
金融業・保険業	21	13	市街地に多い
不動産業・物品賃貸業	39	37	市街地に多い
学術研究、専門・技術サービス業	4	4	市内に分散している
飲食店	159	153	市街地に多い
宿泊業	8	6	市街地に多い
生活関連サービス業、娯楽業	196	146	市内に広く分散している
教育、学習支援業	2	2	市内に分散している
医療・福祉業	7	0	市内に分散している
複合サービス業	4	4	市内に分散している
サービス業(他に分類されないもの)	125	97	市内に広く分散している
合計	1,350	1,024	

(出典：岩沼市商工会による独自調査データより)

(3) これまでの取組

1) 岩沼市の取組

項目	内容等
岩沼市地域防災計画の改訂	国の防災基本計画や県地域防災計画の改訂にあわせ、市の災害対応の基本となる岩沼市地域防災計画を改訂
防災協定の締結	各自治体、各種機関、企業との間で、災害時における防災協定を締結
災害情報伝達・収集体制整備事業	災害時における情報伝達手段(防災行政無線ほか)の保守管理・運用、操作習熟のための訓練等
防災力向上事業	総合防災訓練や防災講演会の実施、自主防災組織の育成・支援、土のうステーションの設置、災害時協力井戸の登録など
避難所環境の整備	コロナ禍を踏まえ、間仕切りパーテーションや簡易ベッドの購入し、避難所環境を向上
備蓄食糧等の整備	備蓄食糧等の計画的な整備
岩沼市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定	感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護するため、発生段階に応じた総合的な対策を推進するための計画を策定

2) 岩沼市商工会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCPに関する県が主催するセミナーの周知
- ・防災備品（発電機、懐中電灯、非常食等）の備蓄
- ・大規模災害対策マニュアルの策定

II 課題

- ・小規模事業者においては、リスク対策としての損害保険への加入率も高くないこと等から災害時の事業継続についての意識醸成が進んでいない。
- ・災害時などの緊急時において岩沼市と岩沼市商工会の間で連絡方法などの情報共有体制が整備されていない。
- ・災害時に対応できる職員が不足している。
- ・感染症対策の周知は行っているが、ワクチン接種等の推奨や手洗いの徹底について、十分に理解されていない。

III 目標

- ①地区内小規模事業者に対し、災害リスクを認識していただくとともに、事前対策の必要性を周知する。
- ②災害時における連絡を円滑に行うため、岩沼市と岩沼市商工会との間において被害状況等の報告ルールを構築する。
- ③災害発生後、速やかな復旧対策や復興支援が行えるよう、宮城県商工会連合会等が主催する職員向け研修会を活用して経営指導員を育成し、組織内における体制及び、関係機関との連携体制を構築する。
- ④事業者に対して、自然災害等のリスクに対応した共済や保険制度の加入促進を行う。
- ⑤感染症発生時には速やかに感染拡大防止措置を行えるよう、平時から組織内における体制及び、関係機関との連携体制を構築する。

支援事業	単位	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
ハザードマップを用いた災害リスクの周知	回	1	1	1	1	1
リスクチェックシートによる共済・保険の加入・確認等	件	20	20	20	20	20
会報・ホームページ等による各種制度の情報発信	回	1	1	1	1	1
事業継続力普及啓発セミナーの実施	回	1	1	1	1	1
事業者BCP計画フォローアップの実施	回	40	40	40	40	40
行政との連絡ルートの確認・訓練	回	1	1	1	1	1

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮城県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和4年4月1日～令和9年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・岩沼市と岩沼市商工会の役割分担の整理、体制等を確認し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

岩沼市地域防災計画と整合性をとり、災害発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・岩沼市が作成したハザードマップ等を用いながら、事業所の立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の各種共済・保険制度加入等）について、事業者の説明する。
- ・小規模事業者に対して事業者BCP（即時取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導や助言を行う。
- ・岩沼市商工会報や岩沼市広報紙、岩沼市商工会ホームページ、岩沼市ホームページ等の広報媒体において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、各種共済・保険制度の紹介等を行う。
- ・巡回や窓口指導時に、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」を活用して、保険制度の加入勧奨を行う。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、平成21年に大規模災害対策マニュアルを作成（詳細は別紙参照）し、毎年4月に更新している。

3) 関係団体との連携

- ・宮城県商工会連合会に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示やリーフレット等の備え付けを依頼する。
- ・保険会社と連携し、共済・保険制度に係る説明や契約並びに保険相談会を実施する。

4) フォローアップ

- ・地域内小規模事業者のBCP策定の取組状況を把握し、毎年度、策定の有無・内容等についてデータベース化するとともに、計画の更新が的確に行われているかどうかフォローアップを行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・岩沼市と岩沼市商工会の連絡体制の確認等を行う。訓練については必要に応じて実施する。

< 2. 発災後の対策 >

災害発生時には、人命救助を第一として、次の手順で地区内の被害状況を把握し、応急対応方針の決定をはじめ、関係機関への連絡等の対策を進めることとする。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・役職員の安否確認と被害状況・参集可能人数等の確認

岩沼市商工会と岩沼市は、それぞれのマニュアルやBCPに従い安否確認を実施する。安

否確認の際、①本人・家族の被災状況、②近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況、③出勤できる状態かどうか、についても、できるだけ情報を集めることとする。

○各団体の安否確認の対象と目標時間

団体名	安否確認の対象と目標時間
岩沼市市民経済部産業振興課	【職員】 発災後速やかに緊急連絡網（携帯電話等）にて確認
岩沼市商工会	【職員】 発災後1時間以内にSNS（LINE）にて確認 【三役】 3時間以内に携帯電話にて確認 【役員】 1日以内に携帯電話にて確認 【会員】 3日以内に電話等にて確認

2) 安否確認等の結果の共有と関係機関等への連絡

発災後2時間以内には岩沼市市民経済部産業振興課と岩沼市商工会で安否確認の結果や大まかな被害状況等を共有する。連絡窓口については下表の通りとする。

○安否確認の結果や被害状況等の連絡窓口

団体名	安否確認結果の連絡窓口	
	第1順位	第2順位
岩沼市市民経済部産業振興課	課長	課長補佐
岩沼市商工会	事務局長	副参事

3) 応急対策の方針決定

岩沼市と岩沼市商工会の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

方針決定は、2者間による協議で決定することとし、想定する応急対策の内容は、概ね次の判断基準とする。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> 「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が市内事業所の概ね10%以上で発生している。 「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が市内事業所の概ね1%以上で発生している。 被害が見込まれる地区において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> 「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が市内事業所の概ね1%程度発生している。 「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が市内事業所の概ね0.1%程度が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"> 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない地区については、大規模な被害が生じているものとする。

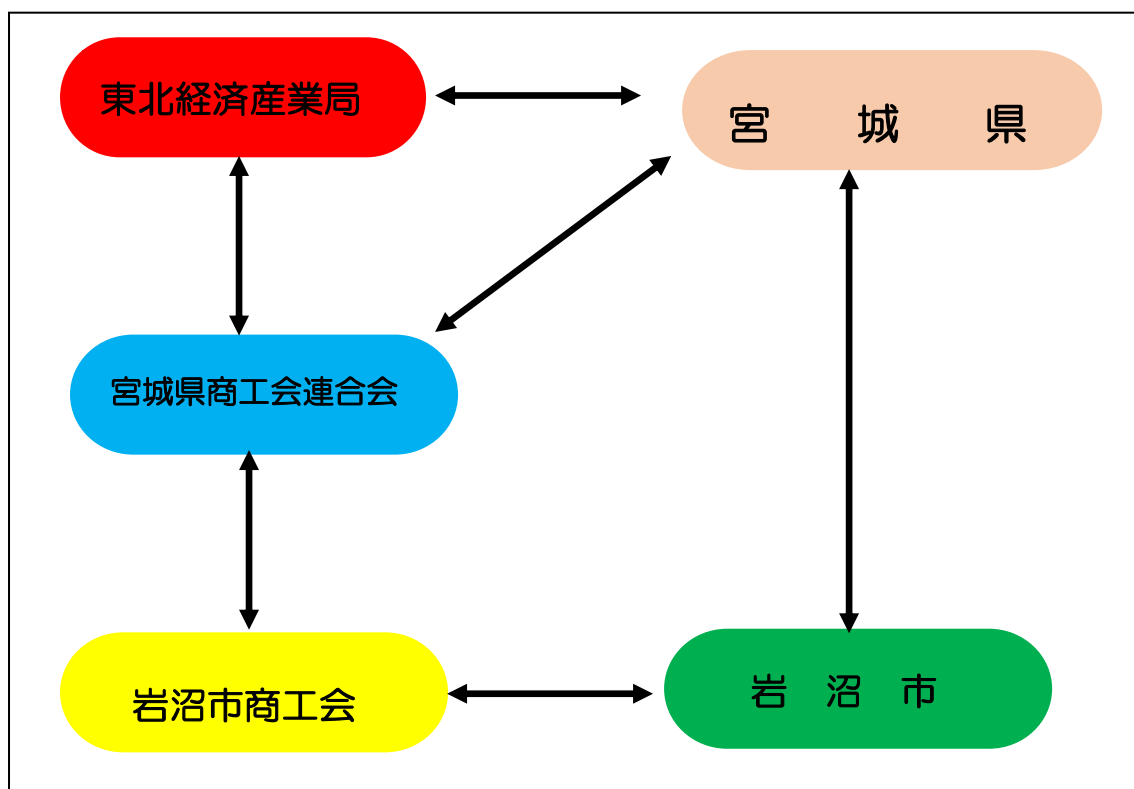
・本計画により岩沼市と岩沼市商工会は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回共有する
1週間～4週間	1週に1回共有する
4週間～3ヶ月	1ヶ月に1回共有する
3ヶ月以降	3ヶ月に1回共有する

・岩沼市で取りまとめた「岩沼市地域防災計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動について決める。
- ・岩沼市商工会と岩沼市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・岩沼市商工会は、宮城県商工会連合会を通じて宮城県及び東北経済産業局へ被害状況を報告する。
- ・岩沼市は宮城県へ被害状況を報告する。
- ・感染症流行の場合、国や宮城県からの情報や方針に基づき、岩沼市商工会と岩沼市が共有した情報を宮城県の指定する方法にて、岩沼市商工会又は岩沼市より宮城県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、岩沼市と協議する。（岩沼市商工会は国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・相談窓口は、安全性が確認された場所に設置する。
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認するとともに、経営状況についても確認する。
- ・地区内小規模事業者の被災後の事業継続力強化の取組状況を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県及び市の施策）について地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症流行の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・宮城県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

- ・被害の規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等について宮城県商工会連合会等と協議する。

< 6. 岩沼市地域防災計画との連携（位置づけ等） >

- ・岩沼市地域防災計画に基づいて、物価安定や救助用物資、復旧資材の確保について協力する。
- ・岩沼市の防災訓練に参加し、日頃から連携強化に努める。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮城県に報告する。

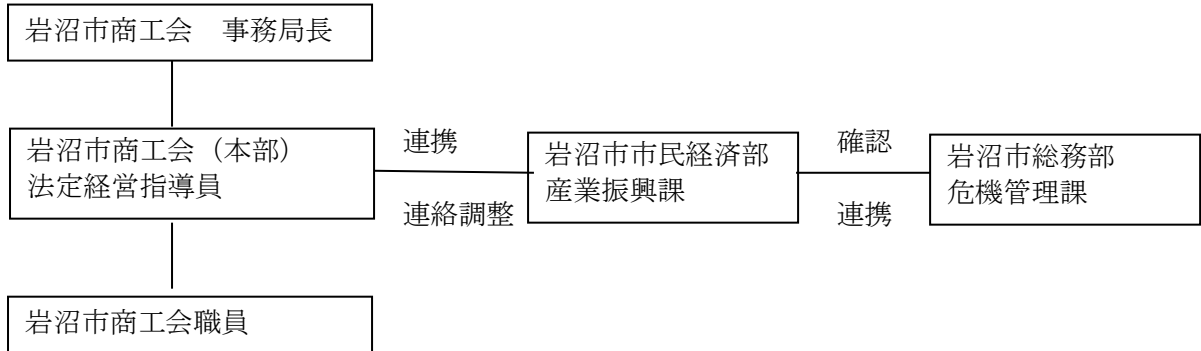
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年6月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 大友 豊、細谷 豊 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供および助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

岩沼市商工会 経営支援班

〒989-2432 宮城県岩沼市中央2丁目5-25

TEL: 0223-22-2526 FAX: 0223-22-2049

E-mail: info@iwanuma-sci.or.jp

②関係市町村

岩沼市役所 市民経済部産業振興課

〒989-2480 宮城県岩沼市桜1丁目6-20

TEL: 0223-23-0573 FAX: 0223-22-1264

E-mail: shoukan@city.iwanuma.miyagi.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮城県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	700	700	700	700	700
1. セミナー開催費	200	200	200	200	200
2. 専門家派遣費	200	200	200	200	200
3. 普及啓発費	200	200	200	200	200
4. 防災、感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、市補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。